

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県知事は特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県知事

公表日

令和3年10月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図る。 支給要件及び支給制限の該当の有無等を確認するため、住民票関係情報、年金受給情報及び地方税関係情報等を利用する。 ①受給資格及びその額の認定の請求に関する事務 ②特別児童扶養手当証書に関する事務 ③未支払の手当の請求に関する事務 ④手当の額の改定の請求に関する事務 ⑤届出に関する事務
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 46の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二 9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、110、116、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号ワ、第2号ワ、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第12条第1号カ、第2号ワ、第4号ワ、第5号、第6号ワ、第8号カ、第13条の2第1号、第2号ロ、第19条第1号ム、第2号から第6号まで、第30条第3号ヌ、第31条第1号ワ、第2号ワ、第5号ワ、第6号ワ、第7号ロ、第44条第1号ム、第2号から第6号まで、第53条第1号チ、第55条の3第1号ト、第2号から第4号まで、第59条の2の2第1号ワ、第2号から第5号まで、第59条の3第1号ワ、第2号ワ ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二 66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	千葉県健康福祉部障害者福祉推進課
②所属長の役職名	障害者福祉推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎12階 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課障害保健福祉推進班 043-223-2340

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月20日	I-4-② 法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二 16、19、26、30、56の2、57、87、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号フ、第3号フ、第4号フ、第6号フ、第13条の2第1号、第2号ロ、第19条第1号ナ、第2号から第6号まで、第30条第10号、第31条第1号ト、第2号ヘ、第5号ト、第6号ロ、第44条第1号ナ、第2号から第6号まで、第59条の2第1号ル、第2号から第4号まで ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二 9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、110、116、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号ル、第2号ル、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第12条第1号フ、第2号ル、第4号フ、第5号フ、第6号ル、第8号カ、第13条の2第1号、第2号ロ、第19条第1号ウ、第2号から第6号まで、第30条第10号、第31条第1号フ、第2号フ、第5号フ、第6号ロ、第44条第1号ウ、第2号から第6号まで、第55条の3第1号ト、第2号から第4号まで、第59条の2第1号フ、第2号から第5号まで、第59条の3第1号ル、第2号ル ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定	事後	主務省令の改正
平成30年6月20日	I-5-② 所属長の役職名	障害者福祉推進課長 吉田 謙	障害者福祉推進課長	事後	人事異動
平成30年6月20日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月20日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	I-4-② 法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二 9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、110、116、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号ル、第2号ル、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第12条第1号フ、第2号ル、第4号フ、第5号フ、第6号ル、第8号カ、第13条の2第1号、第2号ロ、第19条第1号ウ、第2号から第6号まで、第30条第10号、第31条第1号フ、第2号フ、第5号フ、第6号ロ、第44条第1号ウ、第2号から第6号まで、第55条の3第1号ト、第2号から第4号まで、第59条の2第1号フ、第2号から第5号まで、第59条の3第1号ル、第2号ル ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二 9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、110、116、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号ル、第2号ル、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第12条第1号フ、第2号ロ、第4号フ、第5号フ、第6号ル、第8号カ、第13条の2第1号、第2号ロ、第19条第1号ウ、第2号から第6号まで、第30条第10号、第31条第1号フ、第2号フ、第5号フ、第6号ロ、第44条第1号ウ、第2号から第6号まで、第55条の3第1号ト、第2号から第4号まで、第59条の2第1号フ、第2号から第5号まで、第59条の3第1号ル、第2号ル ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定	事後	主務省令の改正
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	新設	事後	様式の変更
令和2年12月25日	I-4-② 法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二 9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、110、116、119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号ル、第2号ル、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第12条第1号カ、第2号フ、第4号フ、第5号フ、第6号フ、第8号カ、第13条の2第1号、第2号ロ、第19条第1号ウ、第2号から第6号まで、第30条第10号、第31条第1号フ、第2号フ、第5号フ、第6号ロ、第44条第1号ウ、第2号から第6号まで、第55条の3第1号ト、第2号から第4号まで、第59条の2第1号フ、第2号から第5号まで、第59条の3第1号ル、第2号ル ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二 9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、110、116、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号ウ、第2号フ、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第12条第1号カ、第2号フ、第4号フ、第5号フ、第6号フ、第8号カ、第13条の2第1号、第2号ロ、第19条第1号ム、第2号から第6号まで、第30条第10号、第31条第1号フ、第2号フ、第5号フ、第6号ロ、第7号ロ、第44条第1号ム、第2号から第6号まで、第53条第1号チ、第55条の3第1号ト、第2号から第4号まで、第59条の2の2第1号フ、第2号から第5号まで、第59条の3第1号フ、第2号フ ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定	事後	主務省令の改正
令和2年12月25日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月25日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年10月6日	I-4-② 法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二 9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、110、116、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号フ、第2号フ、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第12条第1号カ、第2号フ、第4号フ、第5号フ、第6号フ、第8号カ、第13条の2第1号、第2号ロ、第19条第1号ム、第2号から第6号まで、第30条第10号、第31条第1号フ、第2号フ、第5号フ、第6号ロ、第7号ロ、第44条第1号ム、第2号から第6号まで、第53条第1号チ、第55条の3第1号ト、第2号から第4号まで、第59条の2の2第1号フ、第2号から第5号まで、第59条の3第1号フ、第2号フ ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二 66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条各号	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二 9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、110、116、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号ウ、第2号フ、第10条の2第1号ト、第11条の2第1号ト、第12条第1号カ、第2号フ、第4号フ、第5号フ、第6号フ、第8号カ、第13条の2第1号、第2号ロ、第19条第1号ム、第2号から第6号まで、第30条第3号ヌ、第31条第1号フ、第2号フ、第5号フ、第6号ロ、第7号ロ、第44条第1号ム、第2号から第6号まで、第53条第1号チ、第55条の3第1号ト、第2号から第4号まで、第59条の2の2第1号フ、第2号から第5号まで、第59条の3第1号フ、第2号フ ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二 66の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条各号	事後	主務省令の改正
令和3年10月6日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年10月6日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正